

【新型コロナウイルス感染対策・社会福祉法人育成会ポリシー】

感染者確認時の対応について

(2020. 8. 26 改正版)

感染者の立場や所属等を勘案して次の通り対応策を講じる。

ケース 1

【利用者】

- ① 通所
 - ア 通園バス利用 ⇒ 濃厚接触者が明らかな通所事業所全てを 14日間登園停止する。
 - イ 自主通園
 - みなみテラス ⇒ 当該事業所14日間登園停止する。
- ② 入所 ⇒ インフルエンザ、ノロウイルス等と同様に罹患者の生活空間を限定して支援にあたる。
- ③ GH ⇒ 当該GHの世話人を業務から外す。
通所事業所の登園停止が想定されることから、必要な場合には限定された最小限の職員で応援体制を講じる。
複数のGHで罹患者が発生した場合には特定のGHに移動して隔離する。
- ④ 居宅 ⇒ 支援にあたった職員は14日間自宅待機させる。

ケース 2

【職員】

- ① 通所 ⇒ 運転手が罹患の場合は回復まで出勤停止し、濃厚接触者が明らかな通所事業所全てを 14日間登園停止する。
それ以外の職員の場合には当該事業所を14日間登園停止する。
- ② 入所 ⇒ 当該職員を回復まで出勤停止する。
濃厚接触が疑われる職員は14日間自宅待機させる。
職員数により支援に支障をきたす場合には、通所事業所より限定された最小限の職員で応援体制を講じる。
- ③ GH ⇒ 世話人業務を行う職員が罹患の場合は回復まで出勤停止し、当該GH利用者は当該GHで14日間待機させる。
事務所内業務の職員が罹患の場合は回復まで出勤停止し、濃厚接触が疑われる職員は14日間自宅待機させる。
- ④ 居宅 ⇒ 当該職員を回復まで出勤停止する。
利用者は14日間自宅（GH）待機させる。

ケース3

【家族】

① 通所利用者

ア 通園バス利用者 ⇒ 濃厚接触者が明らかな通園事業所全てを14日間登園停止する。

イ 自主通園

みなみテラス ⇒ 当該事業所14日間登園停止する。

② 入所利用者 ⇒ 帰省等により利用者が濃厚接触者である場合には、インフルエンザ、ノロウイルス等と同様に生活空間を限定して支援にあたる。

③ GH利用者 ⇒ 帰省等により利用者が濃厚接触者である場合には、14日間GH待機する。
帰省中に感染が明らかとなった場合にはGHに受け入れせず14日間自宅等で待機する。
帰省に関連することは家族等の状況により判断する。

④ 居宅利用者 ⇒ 当該家族と利用者との濃厚接触の有無により判断し、支援にあたった職員は14日間自宅待機させ、利用者は14日間自宅（GH）待機させる。

⑤ 通所職員 ⇒ 通所事業所全てを14日間登園停止する。

⑥ 入所職員 ⇒ 当該職員を14日間自宅待機させる。

⑦ GH職員 ⇒ 当該職員を14日間自宅待機させる。

⑧ 居宅職員 ⇒ 当該職員を14日間自宅待機させる。

* 感染が確認された際には、いわき市保健所、いわき市障害福祉課へ連絡し、対応の判断を仰ぐが、早急に登園停止、自宅待機、隔離等が必要と判断される場合には、行政判断を待たずに迅速に行う。

* 通所事業所での感染者確認時に、保健所による濃厚接触者が明確化されるまでの間は、通所事業所全てを登園停止する。

* 職員の勤務に関しては一律とせず、年齢や既往症により自宅待機等を判断する。